



『村井県政をめざす廃棄物条例の問題点』

～あおぞら、ゴミの学習会シリーズⅣ～

「なぜ、こうなるの？」
「新条例で解決するの？」

9/15(土)
13時～

村井県政は廃棄物条例の来年2月県議会での制定をめざすとして、8月に骨子案を発表し、県民向け説明会や意見募集を行ないました。

田中県政のときに、『環境と住民の健康を守ることを第一』に、これまでの廃棄物行政を変えることをめざす廃棄物条例案として、県議会に提案されましたが、議会がこれを継続審議で棚上げしました。村井県政になり、取り下げ、あらたに提案しようとするものです。

新条例案(廃棄物の適正処理の確保に関する条例案)は、前の条例案(廃棄物等の発生抑制による良好な環境の確保に関する条例案)と比べ、

- ・市町村の一般廃棄物処理施設を事前協議の対象から外した。
- ・処理施設の必要性を含めた、計画の初期段階からの知事との協議の義務付けを除外。
- ・諮問機関の審議を経て知事が計画に意見を述べるという部分を、必要に応じ、公聴会や住民・首長に意見を聞くに変更。
- ・環境モニタリング制度や、県民環境協議会、行政権限発動請求権のカット。

と様々な点で、骨抜きされています。

つまり、新条例は、住民との争いをさけ処分場を確保するための手続きのみを定めようとするもので、住民参加の仕組み、住民の健康や環境を守る視点、発生抑制などの視点が、消されてしまっています。また、これまで施設建設にあたり求めて来た、地元区などの住民同意書提出制度も廃止しようとしています。

県議会『あおぞら』では、数回の学習会などを通して、長野県の廃棄物問題を浮き彫りにし、住民の立場に立った条例や廃棄物施策とはどうあるべきかを、県民のみなさまと一緒に考えてまいりたいと思います。ぜひ、多くの県民の皆さんの参加をお待ちしています。

日時：9月15日(土) 午後1時～4時30分

場所：松本勤労者福祉センター・3F第7会議室

(TEL 0263-35-6286)

— 内容 —

1. 長野県の廃棄物行政について、あおぞらからの問題提起
2. 梶山正三弁護士による講演

「全国の廃棄物処分場闘争の現場から見たゴミ問題」

「長野県の旧条例案でめざしたこと、新条例案の問題点」

梶山氏は前田中県政時の条例策定委員のメンバーで、徹底的に住民側に立ち、ゴミ裁判を共に戦っています。

3. 県民のみなさまとの意見交換



主催：長野県議会・あおぞら 連絡・問い合わせ先：090-9359-3027 (北山)

共催：NPO法人・日本有機協会、八ヶ岳周辺のごみ問題を考えるネットワーク

黒沢自由塾、ごみゼロの会 (上伊那)

※この学習会は県議会の政務調査費で行います。政務調査費は長野県民の税金です。